

平成 22 年 6 月 4 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18530017

研究課題名（和文） 行政訴訟制度改革の理論的実際の検証

研究課題名（英文） Theoretical and practical research on the reform of administrative litigation system

研究代表者

小早川 光郎 (KOBAYAKAWA MITSUO)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：00009820

研究成果の概要：

本研究は、2004 年に行われた行政事件訴訟制度改革に対して、理論的側面及び実際の側面から検証を加えた。理論的側面からの検証の主たる成果として、原告適格、義務付け訴訟、差止訴訟を中心に、その理論的基礎及び法的問題点等を明らかにした。かかる理論的側面からの検証の成果を前提として、主として 2004 年改正後に出された裁判例の分析を行い、処分性、原告適格、義務付け訴訟を中心に、制度改革による実際的影響を明らかにした。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	700,000	0	700,000
2007 年度	700,000	210,000	910,000
2008 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	420,000	2,520,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：行政訴訟制度改革、原告適格、義務付け訴訟、差止訴訟、処分性

1. 研究開始当初の背景

2004 年行政事件訴訟法改正は、「行政訴訟制度につき、国民の権利利益のより実効的な救済を図るため、その手続を整備する」という基本的な考え方に基づいて行われたものであり、その柱は、(1)救済範囲の拡大、(2)審理の充実・促進、(3)行政訴訟を利用しわかりやすくするための仕組みの整備、(4)仮の救済制度の拡充であった。具体的には、(1)については、訴訟類型の多様化及び原告適格の拡大を企図していくつかの点で法改正が行われた。前者に関しては、従来行政訴訟の

中核をなしてきた抗告訴訟の枠内に、義務付け訴訟及び差止め訴訟が新たに法定されるとともに、従来理論的にも実際的にもさほど注目されてこなかった当事者訴訟が、公法上の確認訴訟を法文上明示することを通じて、活用されるべき旨が示された。後者に関しては、原告適格の判断の際の考慮事項が法定されることにより、その拡大が企図された。(2)については、訴訟における釈明処分の特則が規定された。(3)については、被告適格、管轄裁判所、出訴期間、出訴期間等の教示といった点について改正が行われた。(4)につい

ては、執行停止の要件が緩和されるとともに、(1)における義務付け訴訟及び差止め訴訟の法定に対応した形で、仮の義務付け及び仮の差止めの訴えが新たに法定された。

研究開始当初である 2006 年時点においては、立案担当者による改正法についての解説書や、研究者による改正法についての解説書ないし注釈書がいくつか公刊されていたものの、改正法についての理論的整理及び研究は十分には蓄積されているとは言えない状況にあった。また、改正法に基づく裁判例もほとんど出されておらず、改正法が行政訴訟制度運用の実務に対していかなる影響を与えるかについても未知数の状態であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、1. で述べた状況を前にして、行政訴訟制度改革に対して理論的側面及び実際の側面から検証を加えることであった。具体的には、理論的側面について、主として制度改革により新たに法定された「義務付け訴訟」及び「差止め訴訟」の理論的基礎、新たに考慮要素が法定された原告適格の判断方法の理論的基礎等の解明を目的としていた。実際の側面については、裁判例等の分析を通じて制度改革によりいかなる影響が生じているかを解明することを目的としていた。

3. 研究の方法

理論的側面については、取消訴訟を中心とした従前の行政訴訟制度にかかる理論的蓄積を前提に、今次の制度改革にかかる蓄積との関係でいかなる意味を有するのかを分析することを通じて、今次の改革の理論的基盤及び位置付けを明らかにするという方法を採用した。実際の側面については、裁判例を素材に、改革前後でいかなる変化が生じているのかを検討することを通じて、今次の改革の意義を明らかにするという手法を採用した。

4. 研究成果

本研究は、2004 年に行われた行政事件訴訟制度改革に対して、理論的側面及び実際の側面から検証を加えた。理論的側面からの検証の主たる成果として、原告適格、義務付け訴訟、差止訴訟を中心に、その理論的基礎及び法的問題点等を明らかにした。かかる理論的側面からの検証の成果を前提として、主として 2004 年改正後に出された裁判例の分析を行い、処分性、原告適格、義務付け訴訟を中心に、制度改革による実際的影響を明らか

にした。

理論的側面については、今次の改革の理論的意義を明らかにすることができたが、それに加えて、今後検討を要すべき新たな課題を提示することができた。具体的には、第一に、行政事象の多様化が行政訴訟制度に対して根本的な課題を投げかけている場面の一つである行政事務の民間委任ないし公私協働との関係において、行政訴訟制度の基本問題を再考する必要があるという点である。第二に、行政訴訟制度のあり方を考えるには、行政手続法制及び行政不服審査法制をも視野に入れ、行政機関と裁判所の適切な役割分担という観点で一体的に考察する必要がある、この観点から、行政訴訟の種類の多様化に対応する行政不服審査手続の多様化などの行政不服審査制度の今後の方向について検討を加えたが、今後さらに本格的な「一体的考察」を行い、「一体的考察」の中で今次の改革の意義を再評価する必要があるという点である。

実際の側面については、裁判実務の動きに注目しつつ検討した結果、行政訴訟の訴訟形態が多様化したなかでとりわけ義務付け訴訟の活発が顕著であること、原告適格に関する法改正は期待された効果を十分に上げているとは言えないということが明らかとなった。そのため、原告適格に関する法改正について特に立ち入った検討を加えた。第一に、法改正を受けて判例変更により原告適格を拡大した小田急大法廷判決（最大判平成 17 年 12 月 7 日民集 59 卷 10 号 2645 頁）について、訴訟の関係者（弁護士長を含む原告団、被告関係者等）に対するヒアリングを行い、行政訴訟制度のユーザーの観点から、同判決の意義についての意見を聴取した。第二に、平成 20 年 1 月に法曹会館において、「行政訴訟の門戸開放は実現されているか—小田急大法廷判決をめぐって—」と題するシンポジウムを開催し（研究代表者の小早川が実行委員となっている。）、小田急大法廷判決のその後の下級審判決への影響について検討を加えるとともに、研究者だけではなく原告適格の拡大に関心を有する弁護士や市民との意見交換を行った。こうしたヒアリング及びシンポジウムを通じた意見聴取、意見交換を通じて、小田急大法廷判決が理論的側面における興味深い検討素材を提供しており、研究者の注目を集めているのに対して、その後の下級審判決においては期待されたほど原告適格が拡大されているとは言えず、実際の側面における法改正の影響は理論的側面における影響に比べて大きくはないという状況が

明らかとなった。今後は、原告適格に関する法改正の影響が実際の側面においてはさほど大きくないことの原因を探るとともに、理論的検証の成果を、原告適格の拡大という実際の帰結へと結びつけるための方策について検討していく必要がある。また、裁判例の分析を通じて、法改正が行われていない処分性（抗告訴訟の対象となる処分の範囲）の問題に関しては裁判実務が独自に要件緩和の方向に進みつつあるという傾向が看取されるが、この傾向と今次の法改正との関係をいかに考えるか、今次の法改正で活用が企図された公法上の確認訴訟との役割分担をいかに図っていくかといった点についても、今後改めて考察を加える必要がある。

以上の理論的検証及び実際の検証を通じた今次の改革の評価及び今後の課題の提示といった本研究課題の研究成果は、行政訴訟制度に関する体系書の公刊、代表的法律雑誌への掲載といった形で公表されており、学界における今後の議論の基礎を構築するとともに、さらなる解明を要する問題点を明らかにすることで学界の議論を誘発するといった形で、学界に対してインパクトを与えるものである。

今後も、本研究の成果を基礎として、さらなる理論的・実証的検証を通じた行政訴訟制度改革の意義の解明作業が継続されることが期待される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計13件)

- ① 山本隆司「判例から探究する行政法—行政訴訟補遺」法学教室 340号 (2009年) 73-78頁、査読なし
- ② 小早川光郎「行政訴訟の改革と今後の展望」(和文と韓文) 全南大学校法学論叢 28巻1号(2008年)37-50頁(和文部分)、査読なし
- ③ 山本隆司「判例から探究する行政法—原告適格(1)」法学教室 337号 (2008年) 73-83頁、査読なし
- ④ 山本隆司「判例から探究する行政法—原告適格(2)」法学教室 339号 (2008年) 57-66頁、査読なし
- ⑤ 山本隆司「判例から探究する行政法—処分性(1)」法学教室 (2008年) 331号 107-115頁、査読なし

- ⑥ 山本隆司「判例から探究する行政法—処分性(2)」法学教室 (2008年) 332号 67-78頁、査読なし
- ⑦ 山本隆司「判例から探究する行政法—処分性(3)」法学教室 (2008年) 333号 41-52頁、査読なし
- ⑧ 山本隆司「判例から探究する行政法—処分性(4)」法学教室 (2008年) 335号 47-60頁、査読なし
- ⑨ 山本隆司「判例から探究する行政法—処分性(5)」法学教室 (2008年) 336号 60-71頁、査読なし
- ⑩ 山本隆司「私法と公法の〈協働〉の様相」法社会学 66号 (2007年) 16-36頁、査読なし
- ⑪ 山本隆司「在外邦人選挙権最高裁大法廷判決の行政法上の論点」法学教室 308号 (2006年) 25-35頁、査読なし
- ⑫ 山本隆司「日本における裁量論の変容」判例時報 1933号 (2006年) 11-22頁、査読なし
- ⑬ Ryuji, Yamamoto "Die japanische Ermessenslehre im Wandel," Die Öffentliche Verwaltung, 2006, S.848-855.査読なし

[学会発表] (計1件)

- ① 小早川光郎「公私協働をめぐる日本法の現状と論点」韓国公法学会 (ソウル (韓国)) 2008年6月

[図書] (計6件)

- ① 小早川光郎ほか、『行政不服審査の実務』(第一法規、2008年) 1-10頁、(小早川光郎「行政不服審査制度の意義と課題」)
- ② 西村健一郎=岩村正彦編『社会保障判例百選』(有斐閣、2008年) 74-75頁 (小早川光郎「厚生年金被保険者資格確認の義務付けの訴え」)
- ③ 稲葉馨=亘理格編『行政法の思考様式』(青林書院、2008年) 421-437頁 (小早川光郎「課税処分と国家賠償」)

- ④ 小早川光郎『行政法講義〔下Ⅲ〕』（弘文堂、2007年）112頁
- ⑤ 小早川光郎=宇賀克也=交告尚史ほか編『行政判例百選Ⅱ』（有斐閣、2006年）342-343頁（太田匡彦「労災就学援護費の支給に関する決定」）
- ⑥ 行政訴訟実務研究会編『自治体法務サポート 行政訴訟の実務』（第一法規、2006年）241-255頁/1001-1018頁（山本隆司「行政事件訴訟法3条7項・37条の4註釈」）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小早川 光郎 (KOBAYAKAWA MITSUO)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：00009820

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

山本 隆司 (YAMAMOTO RYUJI)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：70210573

太田 匡彦 (OHTA MASAHIKO)
東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授
研究者番号：80251437